

# 杉戸町での境界確定の流れ

隣地・対向の立会いが必要となり、官地部全幅の幅員を確定します。  
※片側確定では、確認書を取り交わせません。

## ★立会い前の手順

- ① 「境界確認申請書」の提出
- ② 役所から資料の提供 → 資料等に基づき、事前測量の上協議  
**《事前測量のポイント》**  
 ※境界標等の調査  
 ※町の構造物(U字溝、フェンス、マンホール等)やその他構造物(民地ブロック等)がある場合おさえてください。
- ③ 立会日の予約  現地立会

## ★立会い後(図面作成)の手順

- ① 「承諾書」(申請者の同意書・実印必要)を町に提出する。
- ② 「境界確認書の添付図面(案)」を作成し、下記項目内容をチェックする。

FAX : 0480-33-2958

Eメール : toshishisetsu@town.sugito.lg.jp

項目	内 容	チェック
図 面	座標を表記すること ※民地部境界点については、座標値を表記しないこと	
	幅員は、小数点第2位まで(小数点3位以下切捨て)表記すること	
	関係地番(隣接・対向)と境界線を図示すること	
	基準点(2点以上)の位置を図示し、その座標を表記すること	
	官地部の杭間距離(小数点指定なし)を表記すること※民地部の杭間距離は表記しないこと	
	たすきがけを図示し、点間距離を表記すること	
	道路・水路等が公図上分かれている場合、各々の幅員を表記すること ※道路扱いの水路でも、道路・水路を分けた幅員を表記すること	
	両側がセットバックしている場合は、元道幅員が分かるよう表記すること	
	片側のみ後退(採納)している場合は、元道幅員、採納部幅員を分けて表記すること	
境界標	申請地側の新設標には、町コンクリート杭又は町プレート等を入れること	
	対向地側は計算点を図示すること	
	2項道路等セットバックが必要な場合、中心鉄を入れること	
既存住宅団地	道路全幅幅員と、中心からの幅員を入れること	
	中心鉄を入れること	
	まだ採納されていない道路ライン(分筆予定線)は点線で図示	

- ③ 管理担当との図面の確認が終了したら、図面添付の上「境界確認書」2部を作成し申請者から実印・割印を押して町に提出する。  
 ※確認書の日付は空欄のままにしてください。

都市施設整備課 管理担当  
0480-33-1111 (376・377)